

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定
(「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・
中央公会堂周辺地域の拡大）」について（答申）

令和4年6月

大阪市路上喫煙対策委員会

本委員会の結論

諮問のあった「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）については、審議の結果、適切であると考えます。

1 はじめに

大阪市は、路上喫煙対策の取組みとして、平成19年4月1日に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、同年7月には御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を、平成27年2月1日には都島区京橋地域を、平成31年2月1日には中央区戎橋筋・心齋橋筋地域を、令和2年2月1日には北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を、令和3年4月1日には中央区長堀通り地域、こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）を禁止地区に指定し、違反行為に対し過料徴収（過料 1,000円）を行っている。

一方、平成20年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を創設し、以降、市内全区の各地域で「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体（以下「活動団体」という。）が路上喫煙防止活動に取り組んでいる。

昨年、一昨年とコロナ禍における外出や移動の自粛に伴い、大阪も例外ではなく観光客が激減してはいるが、3年後に控えた2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催など、今後は大阪への来訪者の回復、増加が見込まれることを見据え、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題であり、禁止地区の拡大を求める市民からの意見も数多く寄せられている。

そのような状況の中、当委員会に対して、令和3年12月20日に、大阪市長から「『路上喫煙禁止地区』の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）について」諮問された。

今回の諮問について、当委員会は、堂島公園の喫煙所が大阪で初めて閉鎖型喫煙所（喫煙設備）として再整備されること、公園内には既に観光トイレが整備され、将来的には船着

き場や広場の整備をはじめ、公園全体が観光客や御堂筋を通行する人の憩いの場として再整備されることに加え、現在の堂島公園喫煙所における、喫煙所付近だけでなく堂島公園全体が喫煙所のように喫煙者で溢れている状況を確認し、パブリック・コメントの結果や喫煙所（喫煙設備）、啓発手法等について、真摯に審議してきた。

今回の禁止地区指定は、周辺環境に配慮した閉鎖型喫煙所（喫煙設備）の設置という、大阪市の路上喫煙対策の新たな取組みを含むものであり、十分に効果検証を行いながら、今後の喫煙所（喫煙設備）のあり方に活かすことが期待される。

船着き場など公園の再整備で、近い将来、観光客が多く訪れる、観光拠点となるエリアであり、より多くの人々への喫煙マナーの啓発につなげ、市民等の安心、安全及び快適な生活環境が確保されることを期待する。

こうした審議を踏まえ、当委員会は、次のとおり答申する。

2 禁止地区の指定について

平成 24 年 12 月、大阪市長から「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」の諮問を受け、平成 25 年 6 月に当委員会は、「新たな禁止地区の指定にあたっては、路上喫煙による迷惑や被害の未然防止といった観点から、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」、また、禁止地区の区域（範囲）については、「禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。」との答申を行った。

今回の新たな禁止地区となる「堂島公園周辺地域」では、これまで、禁止地区に隣接し、「喫煙所（喫煙設備）」は整備されていたが、公園の再整備にあわせ、大阪市が初めて閉鎖型の喫煙所（喫煙設備）を整備し、それとともに周辺地域を禁止地区とすることは、路上喫煙対策の実効性を高めることにつながると考える。

また、将来的に船着き場が整備され観光拠点となるエリアであるとともに、大阪市が初めて閉鎖型喫煙所（喫煙設備）を整備することは注目度も高く、啓発・PR効果の高い地

域であるといえる。

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けて、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るためにも、「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」を禁止地区に指定することは、安全・安心できれいなまちづくりの推進につながり、市民だけでなく、国内外からの来阪者にも大阪のまちな好印象をもってもらえるものと期待している。

当該地域は、前述の当委員会答申にも合致していることから、禁止地区に指定することについて、当委員会としても適切であると判断する。

3 禁止地区の区域（範囲）について

「堂島公園周辺地域」の禁止地区の区域（範囲）は、民間施設を隔てて東西に分かれた堂島公園の東側部分であり、東は御堂筋から西端は民間施設までの範囲であり、再整備される堂島公園の範囲と合致することから境界は明瞭となっている。

4 啓発について

禁止地区を示す標識や看板等については、御堂筋や大阪市役所周辺にある既存看板を活用し、多言語表記による周知を図るとともに、公園の東側入口に看板を新設するほか、路面シール等を活用し、適切かつ効果的な啓発を実施することとしており、市民や外国人観光客を含む来阪者等による「禁止地区の区域」の識別は容易であり、妥当かつ適切であると考えらる。

一方、今後の船着き場等の全体整備に合わせ、船舶の利用者に対する周知方法についても検討し、看板等の設置をはじめ啓発の実施に取り組むことを求める。

閉鎖型喫煙所（喫煙設備）の整備に伴い、マナーを守った喫煙を促すことが重要であり、喫煙所（喫煙設備）の定員の設定等、利用ルールについて多言語表記だけでなく、図記号の活用等わかりやすい表記により行うべきである。

5 喫煙所（喫煙設備）について

喫煙所（喫煙設備）については、大阪市として初めて閉鎖型喫煙所（喫煙設備）を整備するとのことであるが、今回実施したパブリック・コメントにおいて、喫煙所（喫煙設備）の新設や増設を求める意見が多く寄せられた一方で、既存の喫煙所（喫煙設備）の改善や撤去を求める意見も多く寄せられている。

喫煙所（喫煙設備）の整備については、当委員会において、これまでも数度にわたり議論をしてきたところであり、平成25年6月の答申では、留意点として「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要と考える。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』を設けられたい。」と提言している。

また、改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例により、屋外でも喫煙の際には周囲の状況に配慮をしなければならないとされているところである。

今回整備される閉鎖型喫煙所（喫煙設備）は、これまでの委員会でも指摘のあった、周囲への煙による影響が少ない喫煙所（喫煙設備）であり、厚生労働省の「屋外分煙施設の技術的留意事項」に準拠した、周辺を通行する人にも十分に配慮がなされたものであることについては評価が出来るものとする。

一方、御堂筋地域の喫煙所（喫煙設備）の数が少な過ぎるという当委員会での指摘もあり、今後も引き続き「喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』」を設けることに努力されることを求める。また、整備する喫煙所（喫煙設備）については、厚生労働省の「屋外分煙施設の技術的留意事項」に準拠した、周辺を通行する人にも十分に配慮がなされたものであることを強く求める。

さらに、今後の喫煙所（喫煙設備）の整備にあたっては、当委員会でも指摘があったとおり、閉鎖型であることで危惧される防犯上の課題や、これまで設置してきた開放型の喫煙所（喫煙設備）と比較して設置費用や管理費用が高額になる点について、今後、効果検証も行いながら、設置する場所に応じて、整備内容を検討する必要があると考える。

6 その他

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」は、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的に、路上喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすことを防ぐという趣旨から、「火のついたたばこで生じる火傷や火災の防止」、「受動喫煙による健康被害の防止」、さらには「吸い殻のポイ捨ての防止」という3つの観点により設けられた条例である。

条例施行から15年が経過しており、改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の施行など、受動喫煙に対する意識や社会情勢は大きく変化してきている。

大阪市として、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けて、全市域の路上喫煙を禁止するという大きな方向性が示されたところであるが、喫煙所（喫煙設備）の整備や指導啓発、過料徴収体制の確保、効果的な市民周知のあり方など、様々な課題があると推測される。当委員会としては、今後、全市域の路上喫煙禁止が実効性のあるものとなるよう引き続き意見を述べていくので、大阪市においてもパブリック・コメントだけでなくアンケート調査等で市民、事業者の意見を幅広く聴取するとともに、関係部局が連携を密にして取組みを推進するとともに、市民の参画や事業者と連携した取組みを一層推進することを希望する。

大阪市路上喫煙対策委員会 開催状況

令和3年	12月	20日（月）	第36回 委員会（諮問）
令和4年	3月	24日（木）	第37回 委員会
	6月	1日（水）	第38回 委員会